各所属長 殿

岐阜県警察本部長

エネルギー管理標準の制定について(通達)

岐阜県警察におけるエネルギー管理要綱(平成23年4月12日付け会第361号)第3の2(1)に基づき、別添のとおり「エネルギー管理標準」を制定し、平成23年4月12日から施行することとしたので、これを遵守するよう職員に周知徹底し、エネルギー使用の合理化の推進に努められたい。

エネルギー管理標準

1 目的

本標準は、エネルギー使用の合理化及び有効な実施(以下「エネルギー管理」という。) に関する措置を講ずることによって、地球の燃料資源の有用な利用に寄与することを目的と する。

なお、個別管理標準については、別に定める。

2 施設概要

施設の概要(別記様式1)をエネルギー管理所属ごとに作成し、本標準とともに当該所属に備え付ける。

3 適用範囲

本標準は、次に掲げるものを除き、岐阜県警察がその業務を遂行するため、施設又は設備 において消費するエネルギーに適用する。

- (1) 一般道路を通行する車両(いわゆるナンバー付き車両)
- (2) 道路に附帯する施設、設備類(信号機、取締装置、事故記録装置その他これらに類する設備)
- (3) 主に居住の用に供する施設(岐阜県職員宿舎、駐在所の住居部分並びに警察学校の学生 寮、食堂及び入浴施設)
- 4 用語の定義

用語の意義は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)及び岐阜県警察におけるエネルギー管理要綱(平成23年4月12日付け会第361号。以下「要綱」という。)に準拠する。

- 5 エネルギー管理の取組方針
 - (1) 要綱第3の1に基づき、次のとおりエネルギー管理の取組方針を示す。
 - ア 地球環境に配慮し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費の改善を図る。
 - イ エネルギーを消費する設備の運転・保守・点検等に関して、本標準に準拠した管理を 行う。
 - ウ エネルギー管理体制の充実を図るとともに、施設利用者の省エネルギーに関する意識 の啓発に努める。
 - (2) 目標と中長期計画

岐阜県警察全体で、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%低減させることを目標とし、これを達成させるため、エネルギー管理検討部会の検討を経て、中長期計画書を策定する。

(3) 目標達成のための改善等

上記(2)の目標は、エネルギー管理所属単位で達成できるようエネルギー管理の改善に努める。

- 6 エネルギー使用量等の記録と報告
 - (1) エネルギー使用量

ア エネルギー使用量

別に定める様式により記録する。

イ エネルギー消費原単位

エネルギー消費量の低減効果を確認するため、上記アの数値を基に、原単位報告書(別記様式2)により原単位を算出し、報告する。

ウ 報告期限

前記ア及びイについては、毎年4月30日までにエネルギー管理統括者に報告する。

(2) 各種計測値の記録

ア 冷暖房設備の運転状況記録

冷暖房設備(施設設備とされているもの)の運転状況については、冷暖房設備運転記録表(別記様式3)により記録する。

イ 本標準に定める計測が委託業務の中で可能なもの

各種委託業務において別途記録保管されているものについては、それをもって本標準 の記録がなされたものとみなす。

ウ その他の記録

本標準で記録様式の定めのないものについては、任意の様式により記録する。

(3) 随時報告

エネルギー使用量その他の記録について、エネルギー管理統括者が報告を求めた場合は、 エネルギー管理責任者はこれを遅滞なく報告するものとする。

(4) 保存

上記(1)及び(2)の記録は、5年度の間保存する。

7 設備の新設・更新時の配慮

(1) 高効率機器の採用

設備の新設・更新時には、予算の範囲内で高効率機器(特定機器の場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの)を検討する。したがって、各機器導入の際は、予定価格とエネルギー消費に関する経費等を総合的に判断するものとする。

(2) 高効率運転方式の採用

ア ポンプ、ファンの駆動について、流量制御する場合は、弁のみの制御ではなく回転数 制御を採用する。

イ 建屋断熱強化、日射遮蔽、廃熱回収、蓄熱装置の採用など省エネルギー対策を検討する。

(3) 予算要求

長期的に見て経費が低減されることが明白である機器や設備については、燃料費及び光 熱水費(以下「燃料費等」という。)の低減見合い分を減額することも検討して、それら の整備費を予算要求すること。

なお、燃料費等の低減見合い分の推計については、関係所属が連携して算出し、精査すること。

8 エネルギー管理標準の遵守状況の確認

(1) 遵守状況の確認等

エネルギー管理責任者は、施設を利用する職員に対し、本標準を遵守させるよう努めなければならない。また、その遵守状況について施設の巡回を行うなどして定期的に確認す

るものとする。

(2) 遵守状況の確認結果報告

エネルギー管理責任者は、上記(1)の確認の結果を毎年4月30日までにエネルギー管理標準の遵守状況報告書(別記様式4)により報告する。

(3) 目標の達成状況

エネルギー管理責任者は、次の場合には、その理由をエネルギー管理統括者に報告する。 なお、報告は、原単位報告書(別記様式2)によることとし、その理由の説明資料を添付するものとする。

ア 過去 5 年度間のエネルギー消費原単位(上記 6 (1) イ)が平均 1 %低減できなかった 場合

イ 対前年度のエネルギー消費原単位が改善できなかった(99%を超えた)場合

(4) 目標が達成できなかった施設に対する措置

エネルギー管理統括者は、相応の理由がなく目標の達成度合いが著しく低調と認められる施設に対し、当該施設におけるエネルギー管理の実態調査を実施して、その改善に必要な措置を講ずるものとする。

9 エネルギー管理標準の見直し

本標準は毎年見直しを行い、必要に応じて要綱に従い、改定するものとする。

附 則(平成23年4月12日付け会第362号)

この標準は、平成23年4月12日より施行する。

【別記様式省略】